

県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金交付要領

(通則)

第1条 県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、観光客を受け入れている宿泊事業者に対し、感染防止対策のための物品購入等に要する経費や、ワーケーションのための施設改修などの前向きな投資に要する経費に対し支援することで、県内観光地の感染防止対策の徹底を促進し、安全・安心な観光地づくりを推進することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、県内の宿泊施設において同法第2条第2項「旅館・ホテル営業」及び同条第3項「簡易宿所営業」を行う者（以下「宿泊事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する宿泊施設を営む者を除く（第2号の宗教法人が行う収益事業に係る取組についてはこの限りでない。）。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設
 - (2) 市町又は宗教法人が旅館業法第3条第1項の許可を受けて営業している施設
 - (3) その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当する者
 - (2) 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（宿泊施設）」への登録を申し込みでいない者
 - (3) 補助金受給後、継続して営業する意思がないと認められる者

(補助対象経費及び補助率並びに補助上限額)

第4条 補助金の補助対象経費等については、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする宿泊事業者は、令和3年12月28日までに、交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、三重県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、宿泊施設ごとに1回限りとする。

(交付決定)

第6条 知事は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請内容が第4条の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

3 知事は前項の規定による交付の決定をするにあたり、次の条件及び第14条並びに第15条に規定する事項その他の補助金の目的を達成するために必要と認める条件を付するものとする。

(1) 暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること及び県に報告すること。

(申請の取り下げ)

第7条 交付決定通知を受けた申請者で、補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(変更交付申請)

第8条 申請者は、当該補助金の交付決定後、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分もしくは金額の変更をしようとするときは、変更交付申請書（様式第2号）に添付書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあっては、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 新たな経費区分が発生する場合又は経費区分ごとの額の増加が3割以

上の場合

- (3) 補助対象経費の変更が3割以上の場合
- 3 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査については、第6条第2項の規定を準用する。
- 5 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

(中止・廃止申請)

- 第9条 申請者は、当該補助金の交付決定後、第4条の規定に適合しなくなるとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、中止又は廃止内容に合理的な理由があると認められる場合は、これを承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

(実績報告)

- 第10条 交付決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了から30日を経過する日又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、次項に定めるやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定におけるやむを得ない事情とは、次に掲げる各号に定める場合をいう。
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による商品納期の遅延
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による工期の遅延
 - (3) その他、特段の事情があると知事が認めるもの

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、補助事業の完了に係る実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 交付決定を受けた者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、額の確定した日から14日を経過する日までに、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 交付決定を受けた者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなつた場合

(補助事業の経理)

第14条 申請者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(財産の管理及び処分)

第15条 申請者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。また、取得財産等のうち、減価償却資産（使用可能期間が1年未満のもの又は取得金額が10万円未満のものを除く。）については、取得財産等管理台帳（様式第6号）を整備保管しなければならない。

2 申請者は、取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、取得財産等処分承認申請書（様式第7号）により知事の承認を受けなければならぬ。

い。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）に定めた期間に該当する場合は、当該期間）を経過した場合はこの限りでない。

- 3 知事は、申請者が取得財産等の処分により収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

附 則

この要領は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

第3条第1項ただし書きのうち括弧書きの規定は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

第10条第1項ただし書きの規定は、令和4年1月31日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	一施設に対する補助対象経費の上限額	補助対象経費の遡及適用日																				
<p>次の（1）、（2）とする。ただし、証拠書類により支出が確認できないもの、公金の使途として社会通念上適切でない経費は対象外とする。</p> <p>（1）宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等¹に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要な設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費</p> <p>（2）宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修等新たな需要に対応するための取組に要する経費</p>	<p>次表のとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>10／10 以内</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>8／10 以内</td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	(1)	10／10 以内	(2)	8／10 以内	<p>簡易宿所については、100万円とし、ホテル・旅館については、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>客室数</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9室</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>10～19室</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>20～29室</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>30～39室</td><td>600万円</td></tr> <tr> <td>40～49室</td><td>800万円</td></tr> <tr> <td>50室以上</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table>	客室数	上限額	1～9室	100万円	10～19室	200万円	20～29室	400万円	30～39室	600万円	40～49室	800万円	50室以上	1,000万円	令和2年5月14日
補助対象経費	補助率																						
(1)	10／10 以内																						
(2)	8／10 以内																						
客室数	上限額																						
1～9室	100万円																						
10～19室	200万円																						
20～29室	400万円																						
30～39室	600万円																						
40～49室	800万円																						
50室以上	1,000万円																						

備考

- 1 感染拡大予防ガイドライン等とは、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン、ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準（宿泊施設）」及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」をいいます。